

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

(2022 年 11 月 29 日現在)

1. 商品名	○スーパー定期貯金（複利型）
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期 間	○定型方式…… 3 年、4 年、5 年 ○期日指定方式…… 3 年超 5 年未満 ※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元 利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の 1 か月後の 応答日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A の中途解約利率により一 部支払いが可能です。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高によ り金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の 約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自 動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利 計算をします。 ○20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※ の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5 % を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができ ます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより 通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご 確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て） により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間を、3 年の定型方式および 3 年超 4 年未満の満期日指定方式とし た場合 ① 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率

	②6か月以上1年未満 …… 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 … 約定利率×70% ⑥2年6か月以上4年未満 … 約定利率×90% (2)預入期間を、4年の定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式とした場合 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 …… 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 … 約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満 … 約定利率×80% ⑦3年以上5年未満 …… 約定利率×90% (3)預入期間を、5年の定型方式とした場合 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 …… 約定利率×30% ③1年以上1年6か月未満 … 約定利率×40% ④1年6か月以上2年未満 … 約定利率×50% ⑤2年以上2年6か月未満 … 約定利率×60% ⑥2年6か月以上3年未満 … 約定利率×70% ⑦3年以上4年未満 …… 約定利率×80% ⑧4年以上5年未満 …… 約定利率×90%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または総務部（電話：０５３７－２０－０８００）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ総務部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

